第３４号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成２９年２月２４日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和３４年八王子市条例第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（課税額） 第１１条　（略） ２　前項の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**５４万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**５４万円**とする。 ３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**１９万円**を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、**１９万円**とする。 ４　（略） 附　則 **（特例適用利子等に係る保険税の課税の特例）**	（課税額） 第１１条　（略） ２　前項の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**５２万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**５２万円**とする。 ３　第１項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が**１７万円**を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、**１７万円**とする。 ４　（略） 附　則

１５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第１２条、第１５条、第１７条及び第３０条の規定の適用については、第１２条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第３０条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第３０条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

１６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第１２条、第１５条、第１７条及び第３０条の規定の適用については、第１２条第１項中「山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用

配当等の額（以下この条及び第３０条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第３０条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	
（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例） **１７**　（略）	（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例） **１５**　（略）
（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例） **１８**　（略）	（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例） **１６**　（略）
（被扶養者であつた被保険者に対して課する保険税の課税の特例） **１９**　（略）	（被扶養者であつた被保険者に対して課する保険税の課税の特例） **１７**　（略）

附　則

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の八王子市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第１１条の規定は、平成２９年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２８年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

３　新条例附則第１５項及び第１６項の規定は、平成３０年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成２９年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。